



2022年6月28日

各 位

会 社 名 株式会社 J P ホールディングス  
代表者名 代表取締役社長 坂 井 徹  
(コード番号：2749 東証プライム)  
問合せ先 広報 IR 部 部長 都 志 謙 治  
(TEL 052-933-5419)

### 定款一部変更に関するお知らせ

本日（2022年6月28日）開催の第30回定時株主総会において、定款一部変更について、下記のとおり決議されましたので、お知らせいたします。

#### 記

#### 1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1ただし書に規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次の通り当社定款を変更するものであります。

- (1) 変更案第13条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- (2) 変更案13条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- (3) 株主総会参考書類等のインターネット開示の規定（現行定款13条）は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

#### 3. 日程

- (1) 定款変更のための株主総会開催日：2022年6月28日
- (2) 定款変更の効力発生日：2022年6月28日

以上

(別紙)

(下線部は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更後
<p><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示)</u> 第13条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従い、インターネットを利用する方法で開示することができる。</p> <p>&lt;新 設&gt;</p>	<p>&lt;削 除&gt;</p> <p><u>(電子提供措置等)</u> 第13条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。 2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p>
<p>&lt;新 設&gt;</p>	<p><u>(附則)</u> 1. 現行定款第13条（株主総会参考書類等のインターネット開示）の削除および変更案第13条（電子提供措置等）の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書に定める施行の日（以下「施行日」という。）から効力を生ずるものとする。 2. 前項の規定にかかわらず、施行日から6カ月以内の日に開催する株主総会については、現行定款第13条（株主総会参考書類等のインターネット開示）はなお効力を有する。 3. 本附則は、施行日から6カ月を経過した日又は前項の株主総会の日から3カ月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>